「中山間地域給油取扱所実態調査」企画提案公募実施要領

島根県では、民間業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に中山間地域対策 を推進するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1. 委託業務の内容

(1)委託業務名

中山間地域給油取扱所実熊調査

(2)委託期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

(3)業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託料の上限 3,463千円 (消費税及び地方消費税を含む)

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 応募資格

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)である こと。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人(以下「県内法人」という。)であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は、次の各号を満たすこと。
 - ア 委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有すること。
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下に ある団体でないこと。
 - ウ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
 - エ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
 - オ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札 代理人として使用する者でないこと。
 - キ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - ク 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ケ 島根県税を滞納していない者であること。
 - コ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又は、コンソーシアム構成員と単独の 法人として重複参加していないこと。
 - (4) 委託業務終了までの間、4記載の担当課との連絡調整が随時行えると判断できること。

3. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案公募参加表明書(様式1)の 提出を受け付け、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して企画提案書 の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 募集期間	令和5年3月6日(月)~4月6日(木)
	※企画提案公募実施要領は、4に記載の担当課で配布する
	ほか、ホームページで閲覧、ダウンロードできる。
(2) 事前説明会	開催日時 令和5年3月22日 (水) 14:00~15:00
(2) 爭則就切云	
	(島根県松江市内中原町52)
	参加方法 令和5年3月16日(木)午後5時までに8記載の担
	当課へメールにて参加申込を受け付ける。なお、メ
	ール送付の際は、件名に委託業務名、メール本文に
	事前説明会参加の旨及び事業者並びに担当者名、電
	話番号を記載すること。
(3) 企画提案の参加表明	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書(様式1)
書の提出	に以下の書類を添えて、令和5年3月28日(火)午後5時まで
	に持参又は郵送により提出すること。
	※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで(土
	日祝日を除く。)とし、郵送の場合は簡易書留とする。
	【添付書類】(各1部)
	ア 島根県税に滞納がないこと又は納税義務がないことの
	証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)1部
	イ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務
	がないことの証明書(発行後3ヶ月以内のもの、写し可)
	1 部
	ウ 法人等の概要がわかるもの(会社案内等) 1部
	※コンソーシアムによる参加の場合は、上記の書類につい
	て構成員すべての書類およびコンソーシアム協定書の写
	しを添付すること
(4)参加資格通知予定日	令和5年3月30日(木)
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問票(様式2)により、令和5年
	3月28日(火)午後5時までに郵送又はメールにより提出する
	こと。
(6)質疑の回答	令和5年3月30日(木)を目途に、4記載の担当課ホームペ
	ージに各質疑及び回答を一覧にして掲載する。なお、応募書類
	の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質疑につい
	ては、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(8)企画提案書提出期限	令和5年4月6日(木)午後5時

(9) 提案者プレゼンテー	令和5年4月中旬(会場は松江市内を予定)
ション及び審査	※プレゼンテーションの日時、場所等詳細は、企画提案参加
	表明書提出者に別途通知する。
(10) 提案者プレゼンテー	提案者ごとに、15分以内で企画提案者による説明を行った
ションの方法	後、審査委員からの質問時間10分を設定する。

4. 提出先及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県地域振興部中山間地域・離島振興課 地域経済振興スタッフ 担当:岸

TEL: 0852-22-6449

E-mail: chusankan-rito@pref.shimane.lg.jp

URL : https://www.pref.shimane.lg.jp/chuusankan_ritou/

5. 企画提案書等の作成、提出方法

(1) 作成方法	ア 企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案
	書の表紙には、「中山間地域給油取扱所実態調査」と記載し、
	併せて提案者を記載すること。
	イ 用紙の大きさはA4判、横書き、左綴じとする。(図表等
	は必要に応じA3判の折り込みも可とする。)
(2)提出方法	ア 計7部提出すること。
	イ 令和5年4月6日(木)午後5時までに持参又は郵送に
	より提出すること。
	※持参の場合の受付は、午前9時から午後5時(土日祝日を
	除く。)までとし、郵送の場合は、簡易書留とする。
(3) その他の書類	見積書(任意様式)を1部提出すること。
(4) 企画提案等に係る留	ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法
意事項	人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対し
	て、1 提案あたり10,000円 (消費税等含む) を支給する。た
	だし、受託者及び資格審査により参加資格がないとした者
	及び辞退を申し出た者に対しては支給しない。
	イ 企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、企画提案
	公募参加表明書(様式1)に記載された銀行口座に振り込
	t.
	ウ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容
	を変更することがある。
	エ 提出された書類一式については、返却しない。

6. 企画提案書等に記述する内容

(1) 企画提案書	企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは以
	下のとおり。
	ア 中山間地域等の給油取扱所の現状及び課題、事業継続性
	等の把握
	・アンケート項目についての具体例
	イ 分析手法と想定される成果イメージ
	・市町村単位、平成合併前の旧市町村単位等での給油取
	扱所の今後見通し等
	ウ 調査結果を勘案した分析アプローチ
	・給油取扱所の経営上の課題と事業継続性
	・前回 H30 調査との比較
	・閉鎖となる (可能性の高い) 給油取扱所の環境要因 等
	エ 提案者及び主たる担当者の関連業務の実績、技能
	オ 全体の業務に関して、自社ノウハウ等から効率的、効果
	的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行い、
	その効果を記述すること。仕様書に示した内容以外に独自
	に提案できる事項があれば提案すること
(2)業務全体の実施体制	ア 本業務を実施するための実施体制について、職名、職員
とスケジュール	数、役割分担等を記述すること。
	イ 業務全体のスケジュールを記述すること。
(3)見積書	ア 見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費
	を見込むこと。
	イ 明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこ
	と。
	【記載する項目】
	人件費、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費等

7. 審査方法等

(1)審査方法	中山間地域・離島振興課内に関係部署等で構成された審査
	委員会を設置し、次項の審査内容に基づき審査を行い、優秀
	な企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定する。
	なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合
	は、受託者を選定しないことがある。
(2)審査内容	ア 関連業務の実績は十分か(過去に類似の調査実績の有無)
(※主な審査の視点)	イ アンケート調査にあたっての質問事項の提案は効果的な
	ものであるか。
	ウ アンケート調査結果のまとめ方、分析方法の提案は効果
	的なものであるか。

	エ 調査、分析に当たり、効果的な独自提案があるか。 オ 業務遂行能力(実施体制、全体スケジュール等)は十分 か。
(3) 提案者への採否通知	令和5年4月中旬までに、提案者全員に通知する。

8. 契約

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した委託契約 候補者と島根県が随意契約を行う。

また、委託契約の締結にあたっては、地方自治法及び島根県会計規則をはじめする諸規程が適用される。

(2) 契約金額

採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴取し予定価格の範囲内において決定する。また、実績額が委託料を下回った場合は、その実績額をもって変更契約を締結するものとする。

(3) 契約保証金

島根県会計規則の規定による。

(4) その他契約条項

委託契約候補者との協議事項とする。

9. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類の提出をしないとき。
- (3) 事実に反する提案や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を上記4の「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、「中山間地域給油取扱所実態調査」企画提案 公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
- (5) 委託業務の受託者に選定され、県と委託契約を締結した者は、委託業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務完了後5年間は保管するものとする。
 - ア総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類
 - イ 労働者名簿、出勤簿等の労働関係帳簿類

- (6) 本委託業務は、 国の交付金を活用したものであり、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (7) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (8) 企画提案経費として、提案者に対し、1提案あたり10,000円を支給する(受託者及び参加資格のない者を除く。)